

第 1 実施計画策定の基本的な考え方

1 実施計画策定の趣旨

この「実施計画」は、「みなべ町行政改革大綱」に基づき実施すべき改革項目について、具体的な改革の内容及びスケジュールを明らかにするため策定するものである。

2 実施計画の期間

平成 19 年度から 23 年度（5 年間）

平成 18 年 10 月に作成した定員管理計画、平成 19 年 3 月に作成した財政健全化計画（集中改革プラン）との数値目標等の調整のため、計画期間を平成 19 年度からの 5 カ年とした。

3 実施計画の推進体制

(1) 行政改革推進本部における進行管理

実施計画を迅速かつ着実に実施していくために、みなべ町行政改革推進本部を中心とする庁内組織において、進行管理を行う。

また、新たに取り組むべき事項が生じた場合には、実施計画に位置付け、その進行管理もあわせて行うこととする。

(2) 住民への公表

実施計画の実施状況については、定期的に広報や町のホームページ等に掲載して公表する。

(3) 議会への報告

実施計画の実施状況については、議会へ定期的に報告し、行政改革の進行管理に取り組むこととする。